

共謀罪等の創設を求めている国際組織犯罪防止条約は、既に120か国によって締結されており、欧米先進国でも既に共謀罪等が設けられています。

我が国も、法案の「組織的な犯罪の共謀罪」を設けることによって、これらの国々と足並みを揃え、国際社会と協調して重大な組織犯罪から国民をより良く守ることができることとなります。

国民の方々が不安に思うようなことは全くありません。

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>共謀罪 (連邦法第18編第371条)</p> <p>二人以上の者が、何らかの犯罪を犯すこと等を共謀し、そのうちの一人以上の者が、共謀の目的を果たすために何らかの行為を行ったとき</p>	<p>共謀罪 (1977年刑事法第1条, 第3条)</p> <p>ある者が、他の者と犯罪行為を遂行することにつき合意したとき</p>	<p>犯罪団体の結成の罪 (刑法第129条)</p> <p>犯罪行為の遂行を目的・活動とする団体を設立した者、このような団体に構成員として関与した者、その構成員・支援者を募り又はこれを支援した者</p>	<p>凶徒の結社罪 (刑法第450 - 1条)</p> <p>重罪等の準備のために結成された集団又はなされた謀議に参加したとき(準備のため、客観的行為がなされることを要する)。</p>